

岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進事業業務委託

事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市は、働くことを通じて居場所と出番をつくる「ワークダイバーシティ」を推進し、多様で柔軟な働き方の実現により、一人一人が持てる力を發揮し幸せを感じすることができるまちを目指して様々な取り組みを進めている。

岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進事業業務委託（以下、「本業務」という。）は、岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進協議体（以下、「協議体」という。）の参加企業による市内企業を対象としたセミナーや学生を対象とした交流会を通じ、協議体の理念や目指すべき方向性、協議体の参加企業のベストプラクティスを広く発信することで、ワークダイバーシティや働きがい改革の取り組みを市内企業へ波及させ、働き手に選ばれる魅力的な企業を増やしていくことを目的とする。

この実施要領は、本業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平に実施するために必要な事項を定めるものである。

岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進協議体の詳細については、市 HP に掲載しています。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/roudou/1025108.html>

2 業務概要

(1) 委託業務名

岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進事業業務委託

(2) 業務内容

岐阜市ワークダイバーシティ &働きがい改革推進事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 契約者数

1者

(6) 予定価格

3,830,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

次の（1）～（5）の要件を全て満たしている者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3)参加表明書兼誓約書の提出期限の日から審査結果の通知日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定による資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4)岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)第3条に規定する排除措置の対象となる者でないこと。
- (5)宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 全体スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和6年8月1日(木)から8月20日(火)まで
質問受付期間	令和6年8月1日(木)から8月8日(木)午後5時まで
質問の回答予定日	令和6年8月15日(木)
企画提案書等提出期限 ※5 (1) 提出書類に記載の書類	令和6年8月20日(火)午後5時(必着)
審査(書面及びプレゼンテーション)	令和6年9月2日(月)午後
審査結果通知	最優秀者の特定後、速やかに通知
契約の締結	令和6年9月上旬(予定)

5 提出書類等

- (1) 提出書類
- ア 参加表明書兼誓約書(様式1)
 - イ 提案者情報書(様式2)
 - ウ 業務実績調書(様式3)
 - エ 業務主任者情報(様式4)
 - オ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式5)
 - カ 企画提案書(任意様式)
 - キ 業務実施体制調書(様式6)
 - ク 見積書(様式7)
 - ケ 見積内訳書(様式8)
- (2) 提出部数
- 正本1部、副本9部(副本は複写可)
- (3) 留意事項

- ア 1事業者につき1提案とする。
- イ 提出書類は、原則としてA4サイズで統一すること。やむを得ず異なるサイズの資料を入れこむ場合は、A4サイズに揃えて折り込むこと。
- ウ 紙ファイル等に綴じ、提出すること。
- エ 各ページの下部にページ番号を通して振ること。ただし、各様式の1ページ目は奇数ページになるよう、必要に応じて空白ページを挿入して調整すること。
- オ 各様式の1枚目に「様式〇」「企画提案書」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。
- カ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- キ 企画提案書は、別紙仕様書に基づき、少なくとも次に掲げる項目を明記すること。
また、別紙「評価項目一覧表」を参考に、提案者の適正や優位性を分かりやすく記載すること。
 - ・キックオフ会議の事業計画（概要・狙い・スケジュールなど）
 - ・企業向けセミナーの事業計画（概要・狙い・実施手法・広報の方策・参加企業を集めるための方策・スケジュール・テーマ・内容・会場など）
 - ・学生との交流会の事業計画（概要・狙い・実施手法・広報の方策・参加者を集めるための方策・スケジュール・テーマ・内容・会場など）
 - ・別紙「評価項目一覧表」の評価基準に基づく審査に必要な事項
- ク 企画提案書の書式は、文字サイズを10ポイント以上とし、20ページ以内とすること。

(4) 応募方法

- ア 応募書類の提出方法 すべての提出書類を「イ 受付場所」に持参又は郵送。ファックスや電子メールでの応募は認めない。
郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法をとること。
- イ 応募書類の受付場所 岐阜市経済部労働雇用課
〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階
- ウ 応募書類の受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- エ 応募書類の提出期限 令和6年8月20日（火）午後5時（必着）
※ 未着、遅延等の場合は、失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

(5) 提出書類の取り扱い

- ア 受付終了後は、応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出は認めない。
- イ 提出書類は一切返却しない。
- ウ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- オ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例28号）に基づく公開請求により、個人に

関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがある。このため、企画提案書の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載すること。

カ その他

- ①この実施要領をはじめ、本プロポーザルに係る全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止する。
- ②参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を、持参又は郵送により労働雇用課に提出すること。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しない。また、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法をとること。

6 質問の受付及び回答方法

(1)質問方法

質問がある場合は、質問書（様式10）により電子メールで提出すること。

その際の件名は、「岐阜市ワークダイバーシティ＆働きがい改革推進事業に関する質問（法人名等）」とすること。

(2)提出期限

令和6年8月8日（木）午後5時（必着）

(3)提出先

岐阜市役所 経済部 労働雇用課 roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp（メールアドレス）

(4)質問に対する回答方法

ア 質問者を非公開の上、市ホームページにおいて掲載する。

イ 事業者選定において、公平性を保つことができないと認められる質問については、回答しないことがある。

ウ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

7 審査方法及び結果の通知方法等

(1)審査委員会の設置

ア 岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則第18号）に基づき、岐阜市ワークダイバーシティ＆働きがい改革推進事業業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

イ 審査委員会は委員4名以上で組織し、非公開で行う。

(2)審査方法

ア 審査委員会が定めた審査基準に基づき、審査委員会において、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査により採点する。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価項目ごとに最も多く1位を獲得した提案者を優位とする。1位票が同数の場合は、その中から2位

票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とする。

- ウ イで決定した順位が1位の提案者を最優秀者、2位の提案者を優秀者に決定する。
- エ 基準点は、配点合計の6割とし、採点の結果が基準点に満たない場合は、最優秀者及び優秀者として、選定しないこととする。
- オ 提案者が1者のみの場合も審査を行い、採点の結果が基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。
- カ 基準点を満たす提案者が1者もない場合又は提案者がない場合は、再度募集を実施する。

(3) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの持ち時間は1者につき15分を上限とし、その後10分程度の質疑応答を行う。
- イ 出席者は、業務主任者を含む3名までとする。
- ウ 実施順序は、提出書類の受付順とする。
- エ プレゼンテーションは提出書類のみを用いて行い、追加書類の配布や追加情報の使用は認めない。
- オ プロジェクター及びスクリーン等の備品の使用も認めない。
- カ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(4) 審査基準

- ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- イ 評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。

評価項目	評価点数
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：標準	3点
D：あまり評価しない	2点
E：評価しない	0点

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果は、市ホームページで公表する。なお、審査結果において、最優秀者については提案者名と点数を明らかにし、それ未満の順位の提案者については、匿名にて点数を公表する。
- ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

(6) 契約

最終審査結果の通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議の上、委託契約を締結する。仕様書等の詳細は、最優秀者がプロポーザルで提案した内容が基本となるが、プロポーザルで提案した価格の範囲内において、市と最優秀者との協議により最終的に決定する。最優秀者との協議が整わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

8 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 共通事項

- ア 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、これを遵守すること。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 市が必要と認めるときは、募集を延期し、中止し、または取り消すことがある。

(2) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 審査の公正性及び公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- エ 見積書において見積額が予定価格を超えている場合
- オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(3)著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権及び著作者人格権については、本事業の関係で公表する場合又は市が必要と認める場合には、市は事業者と協議の上、二次利用を行うことができるものとする。

(4)著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(5)費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

9 事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所13階

岐阜市役所 経済部 労働雇用課

担当：前田（尚）、古澤

電話：058-214-2358（直通）

メールアドレス：roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp

評価項目一覧表

評価項目	評価基準	評価点	換算値	配点
1 事業者の業務実績	過去の活動状況等から受託能力があり、当該法人等の知識、経験、ノウハウ等の反映が見込まれるか。	5	×1.0	5
2 提案内容	(1) 事業の有効性、具体性	日本の現状及び岐阜市の現状を踏まえた効果的な提案内容となっているか。	5	×1.0
		本業務における目的（ワークダイバーシティや働きがい改革の取り組みを市内企業へ波及させ、働き手に選ばれる魅力的な企業を増やしていくこと）を踏まえた具体的な内容の提案となっているか。	5	×2.0
	(2) 企業向けセミナー	協議体の理念や協議体の参加企業のベストプラクティスを市内企業が受け入れる動機付けとして実践的で説得力のある内容の提案となっているか。	5	×3.0
		市内企業関係者の集客に効果的な会場設定、広報内容等の提案となっているか。	5	×2.0
	(3) 学生との交流会	学生が楽しみながらさらには効果的に、参加企業のワークダイバーシティや働きがい改革の取組及び働くことへの興味・関心を高めることができる内容の提案となっているか。	5	×4.0
		学生の集客に効果的な会場設定、広報内容等の提案となっているか。	5	×2.0
	(4) 説得力	プレゼンテーションの内容に説得力があり共感することができるか。	5	×1.0
3 事業遂行能力	本業務に対する実施体制、運営方法、スケジュール等は現実的かつ効果的であるか。また、事業遂行に必要な知識、経験、スキルを持つ人材が配置されているか。	5	×2.0	10
4 價格	価格点算式により、見積金額から算定する。 価格点=100×((予定価格－見積金額)／予定価格) ※小数点第2位を四捨五入。 ※価格点の上限は10点とする。			10
合計				100点